

平成 25 年 7 月 17 日

## IOSCO による金融指標に関する最終報告書の公表

証券監督者国際機構（IOSCO）は、本日、金融指標に関する最終報告書（以下、「本報告書」という。）を公表した。本報告書は、金融市場で利用されている指標に関する諸原則の包括的な枠組みを提供するものである。

IOSCO は、これらの原則を通じて、指標の管理機関及びその他の関係主体に対して、以下の分野に関する指針を策定することにより、指標の健全性、信頼性、そして監督の強化を図っている。

- ・ ガバナンス : 指標決定過程の健全性を確保し、利益相反の問題に対処する。
- ・ 指標の質 : 指標が経済実態を反映するよう設計することにより、指標決定過程の質と健全性を促進する。
- ・ 算出手法の質 : 算出手法に含める最低限の情報を規定することで算出手法の質と健全性を促進する。これらの原則において、市場の構造変化により指標が存在しなくなる際に、信頼可能な手続で他の指標への移行が行われることを求めている。
- ・ 説明責任の仕組み : 苦情への対応、文書の保存要件、監査について規定されている。

本原則は、個々の金融指標の性格に応じ、様々な形で適用されうる基準の枠組みを提供するものである。一連のハイレベルな原則に加え、この枠組みは呈示への依存や指標の所有構造から生じる特定のリスクを持つ指標について、より詳細な原則を提供している。

本原則適用後 18 ヶ月以内に IOSCO が原則の実施状況を評価するため、原則において、本報告書公表から 12 ヶ月以内に、指標の管理機関が原則の遵守状況を一般に開示することを規定している。

## 市中協議で寄せられた意見への対応

本報告書の第3章では、原則の意図する範囲と実施について市中協議で寄せられた多くの点について明確化している。

本報告書の内容は幅広い対象に適用されるが、原則は指標や管理機関、指標算定過程の規模・リスクに応じて適用・実施されるべきである。例えば、取引後の価格の透明性確保を義務付けられている規制された市場や取引所からのデータから導かれる指標は、呈示されたデータから値を導く指標とは異なった懸念や問題を生じさせるかもしれない。

データの十分性原則（The Data Sufficiency Principle）では、指標は、需要と供給によって形成され、活発な市場の対等な取引の売り手と買い手による観測可能な取引に裏付けられた価格、レート、指標、値を基準にすべきと規定する。本報告書では、これは、実取引のみに基づかせなければならないといった意味や、データを一定の順序に応じて利用しなければならないといった意味ではないことを明確化している。

市中協議に寄せられた意見への対応として、個々の指標決定に関し、専門家の判断がもし利用されたのならば、それがどの程度であり・何を基準にしているかということとを公開するという原則が追加された。この原則の適用についての、詳細な説明をするため付属文書を添付している。

## IOSCO タスクフォース

IOSCO は 2012 年 9 月に代表理事会レベルのタスクフォースを設置し、主要な金利指標に対する不正操作に関する調査、法執行の動きを踏まえ、本原則を策定した。これらの調査、法執行は、指標の算定手法・透明性・ガバナンス態勢の脆弱性によって引き起こされる特定の指標の脆弱さに懸念を生じさせた。

## 市中協議とその他予備作業

2013 年 4 月に、タスクフォースは金融指標に関する第二次市中協議書を公表した。この市中協議書は 2013 年 1 月の第一次市中協議書に対して寄せられたコメントやロンドンとワシントンにて 2 月に行われた市場関係者との会合におけるコメントを元に作成された。